

第21回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和8年3月10日(火)
- 2 開催場所 中央公民館 2階 会議室
- 3 出席委員 1番 水谷 政 利 2番 小 野 もと子 3番 石 崎 吉 男
4番 廣 瀬 栄 5番 山 崎 美 榮子 6番 飯 村 伸 一
7番 三 輪 正 8番 高 橋 浩 9番 萩 原 重 信
10番 高 野 濟 11番 山 口 和 明 13番 本 岡 孝
14番 小 松 與 平
- 4 欠席委員 12番 栗 原 茂
- 5 事務局 事務局長 櫻 井 浩 司 課長補佐 大和田 誠
係長 山 本 茂 輝
- 6 審議議案
- 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第4号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
- 報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第5号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後2時22分

議長) 只今より、第 21 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議録署名委員の指名ですが、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、会議録署名委員には、3 番石崎委員、4 番廣瀬委員の 2 名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1 班、石崎委員、高橋委員、萩原委員、久保田推進委員、2 班、水谷委員、飯村委員、本岡委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与、農地中間管理機構の特例事業の権利の移転については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 本申請は、先月の総会において、保留となった案件です。申請人に対し、申請地は長年耕作されず荒廃している状況であり、農地取得後、農地全体を効率的に利用し、適切に営農がされるのか疑義が生じるため、営農計画書の提出をするよう指導いたしました。今般、指導に従い、営農計画書が提出されまして、農地への復旧及び作付け計画が示されました。それでは、議案第 1 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名で農作業の手伝い経験がある新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、ブルーベリー及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、1 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1 番については、許可することに決定いたします。続いて、2 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 1 号 2 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 21 ヘクタールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、果樹を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、

2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番については、5番と譲り受け人が同一のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号3番及び5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約288アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、じゃがいもを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番及び5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3番及び5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番及び5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番及び5番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、ピーマン、白菜、トマトを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、6番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番については、許可することに決定いたします。続いて、7番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番については、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号8番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約87アールを経営している医薬品事業を営む法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、賃貸借権の設定後は、薬草を作付けする計画となっております。解除条件付の賃貸借であり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、8番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、許可することに決定いたします。続いて、9番は、現地調査を省略している案件です。

審議願います。9番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、9番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、9番については、許可することに決定いたします。続いて、10番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号10番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約117アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、アシタバを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、10番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。10番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10番については、許可することに決定いたします。続いて、11番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号11番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名で約14アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、芝を作付けし出荷する計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、11番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。11番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11番については、許可することに決定いたします。続いて、12番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。12番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12番については、許可することに決定いたします。続いて、13番については、14番と譲り受け人が同一のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号13番及び14番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約209アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っていませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番及び14番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様のご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。13番及び14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番及び14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番及び14番については、許可することに決定いたします。次の、15番ないし22番については、議案第3号6番と関連がございますので、議案第3号6番の審議の際に、一括審議いたします。続いて、23番ないし25番は、譲り受け人が同一のため、一括審議となります。担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号23番ないし25番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者3名の市外で約15ヘクタールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、

耕作を行っていませんが、所有権移転後は、水稻、麦、大豆を作付けする計画となっております。
農地法第3条第2項各号に該当しないため、23番ないし25番については、許可してもさしつかえない
と思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。23番ないし25番について、意見・質問のある
方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、23番ないし25番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、23番ないし25番については、許可することに決定いたします。次の、26番及
び27番については、議案第3号7番と関連がございますので、議案第3号7番の審議の際に、一括審
議いたします。只今の、議案第1号の27件の申請については、15番ないし22番、26番及び27番を除
き、17件について許可するものと決定いたしました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許
可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を山林と高低差
で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農業を営
んでおりますが、事業の拡大にあたり農業用倉庫を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地
内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって
1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたしま
す。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願
います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案2第号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落、山林、高低差などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農業を営んでおりますが、本申請地において、日照不足により営農の継続が困難なため、植林し山林として管理するべく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の2件の申請については、許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、周囲を雑種地等により囲まれた、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、運送業及び建材業を営んでおりますが、事業拡張により車両置場が手狭になったため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、鉄道、工場、高低差などで分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電による収益の増大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 飯村委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林、集落、高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は耕作予定のない本申請地に、太陽光発電施設を設置し、売電による収益の増大を図るべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の、更なるご審議を、お願いいたします。

議長) 萩原委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号5番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差により分断された、小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農産物、農業資材等の販売を営んでおりますが、事業拡張により現在の保管場所、作業場が手狭なため、本申請地に農業用倉庫を設置するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理いたします。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって5番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 石崎委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、5番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、6番については、議案第1号15番ないし22番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号15番ないし22番、議案第3号6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用区域に指定されている農用区域内農地です。申請人は、農地所有適格法人及び太陽発電事業を営む法人で、今般、営農型発電設備を設置したく、申請されたものです。支柱7,455本、太陽光パネル18,678枚、特高電力鉄塔3基、特高変電所1基、中間変電所5基を設置する計画で、パネルの下部でジャガイモを栽培し、農地としての利用を継続する計画です。申請人から提出された営農計画書によると、知見を有する者の意見として、パネル下の遮光率であれば栽培に影響はないとの意見書が添付されております。パネルの最低地上高も2.7メートル確保されており、作業スペースに問題はないと思われます。また、一時転用許可となることから、議案第1号22番の空中のパネル部分の区分地上権の設定、議案第1号15番ないし21番の耕作を目的とした賃貸借権の設定及び議案第3号6番の一時転用の期間が3年と設定されております。雨水は、敷地内浸透処理いたします。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって、議案第1号15番ないし22番、議案第3号6番については、許可しても差し支えないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 本図委員の報告が終わりました。審議願います。6番及び議案第1号15番ないし22番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、6番及び議案第1号15番ないし22番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、6番及び議案第1号15番ないし22番と合わせて申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番については、議案第1号26番及び27番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第1号26番、27番及び議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、市の農業振興地域整備計画で農用区域に指定されている農用区域内農地です。申請人は、農業を営む法人及び農機具の生産・販売を営む法人で、今般、営農型発電設備を設置したく、申請されたものです。支柱66本、太陽光パネル168枚を設置する計画で、転用面積は支柱のみで、パネルの下で小麦を栽培し、農地としての利用を継続する計画です。申請人から提出された営農計画書によると、知見書を有する者の意見として、パネル下の遮光率であれば栽培に影響はないとの意見書が添付されております。パネルの最低地上高も3.1メートル確保されており、作業スペースに問題はないと思われます。また、一時転用許可となることから、議案第1号27番の空中のパネル部分の区分地上権の設定、議案

第1号26番の耕作を目的とした賃貸借権の設定がされております。なお、営農者が認定農業者であるため、議案第3号7番の支柱部分の一時転用の期間が10年に設定されております。雨水は、敷地内浸透処理いたします。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって、議案第1号26番、27番及び議案第3号7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高橋委員の報告が終わりました。審議願います。7番及び議案第1号26番並びに27番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、7番及び議案第1号26番並びに27番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、7番及び議案第1号26番並びに27番と合わせて申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、農業を営む法人で、現在、役員の自宅の一部に直売所を設置しておりますが、利便性が悪いため、本申請地を直売所及び駐車場に転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第3号の8件と、議案第1号15番ないし22番、26番及び27番の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第4号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員) 議案第4号1番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、長年耕作されなかったことに伴い、雑木が生え原野化し、37年以上経過しており、農地として復元しても、継続利用は困難と見込まれるものと判断いたしました。よって、1番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 水谷委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、非農地として証明することに決定いたします。只今の、議案第4号については、非農地として証明することに決定いたしました。次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。ご審議願います。議案第5号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第1号から第5号についてですが、内容は議案書14ページから21ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第1号から報告第5号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、報告第1号から報告第5号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第21回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時3分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和8年3月10日

議事録署名人

議 長

3 番

4 番